

## ①自分の国に 帰ることが できなくなった人

\*「特定活動（6か月・仕事ができる）」または「特定活動（6か月・仕事ができない）」の 在留資格に 変えることができます

※「特定活動（6か月・仕事ができる）」に 変えられるのは、前と同じ仕事（注）で 働きたい人だけです。

（注）前と同じ仕事ができる会社が 見つからない場合は、「前と同じ仕事に 関係のある仕事（技能実習で していた 種類の仕事・作業で、「移行対象職種・作業一覧」の表にある 仕事や作業（「7その他」を除く。）」で 仕事をする ことも できます（8月12日追加）

※「特定活動（6か月・仕事ができない）」または「短期滞在」など 仕事ができない 在留資格で 滞在している人で、日本での 暮らしを 続けていくことが 難しいと 認められると、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて、仕事をする ことができます。（12月1日追加）

※自分の国に 帰れないことが つづいている人は、期間を 長く 変える ことができます。

## ②技能検定などを 受検できないので、次の段階の 技能実習へ 移れない人

\*受験をしたり、移れるように なるまでの間、「特定活動（4ヶ月・仕事ができる）」の 在留資格に 変える ことができます。

※前と同じ 仕事先で 働きたい人や 同じ仕事を したい人だけが 変えられます。

## ③実習先の 経営が 悪くなり、技能実習を 続けることが 難しくなった人（新しい実習先が 見つからない場合）

\*特定技能外国人の 仕事に 必要な技能を 身に付けたいなど 一定の条件を満たせば、特定産業分野（介護、農業などの 14分野）で 働く ことが 認められる「特定活動（最大1年・仕事ができる）」の 在留資格に 変える ことができます。

（注）予定されていた 技能実習を 終えた 技能実習生で、自分の国に 帰れない人も 対象です（9月7日追加）

※自分の国に 帰れないことが つづいている人は、期間を 長く 変える ことができます。

【下は 技能実習2号を 終える人への 案内です】

## ④「特定技能1号」に 移るための 準備が まだできていない人

\*準備を している間、「特定活動（4ヶ月・仕事ができる）」の 在留資格に 変える ことができます

※「技能実習3号」を 終える人も 対象です。

※もう準備が できている人は、「特定技能1号」の 在留資格に 変える ことができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

## ⑤「技能実習3号」に 移りたい人

\*とても良い 監理団体や 実習をしてくれる人が いれば「技能実習3号」の 在留資格に 変える ことができます

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)